厚生労働大臣 柳沢伯夫 殿

審查請求人 高知県労働組合連合会 執行委員長 高橋豊房 同 上 高 橋 豊 房

審査請求書

- 1、審査請求人の氏名、年齢、住所等(略)
- 2、審査請求に係る処分

高知労働局長が2007年4月1日に行った高知地方最低賃金審議会委員の内労働者を 代表する委員の任命処分。

- 3、審査請求に係る処分があったことを知った日2007年4月1日
- 4、審査請求の趣旨 審査請求に係る任命処分を取り消すとの裁決を求める。
- 5、審査請求の理由

審査請求に係る任命処分は、以下のとおり不当なものであって直ちに取り消されるべきである。

(1) 本件処分の経過

2007年2月27日付高知労働局一般公示第43号により、高知地方最低賃金審議会労働者委員の推薦に関する公示がなされ、同年3月20日付で、高知県労働組合連合会(以下、「高知県労連」という)は、審査請求人高橋豊房を労働者代表委員として推薦した。しかし、4月1日になされた任命処分では、審査請求人である高知県労連が推薦した高橋豊房は任命されず、5名の労働者代表委員の任命は、日本労働組合総連合高知県連合会(以下、「連合高知」という)によって独占された。

(2)審査請求人について

①高知県労連は、全国労働組合総連合(47都道府県で、連合体・労働組合で組織・構成されているナショナルセンター)の高知県ローカルセンターとして、1989年10月21日に結成された。

②高知県労連結成以後(高知県労連は)、県内労働者の雇用確保・創出、賃金・労働条件 改善、権利擁護など労働環境の改善にむけた諸活動を積極的に展開し、労働組合としての 社会的役割を果たしながら、正規雇用・非正規雇用労働者を数多く組織をしている。

③高知県労連「こうち労働相談センター」(高知県労連内に常設)は、弱い立場に置かれている未組織労働者の低賃金や働き方、権利侵害などをめぐる不満や悩み、切実な要求を吸い上げながら親身になって、労働相談活動を積極的に行い、組織加盟、問題解決を図ってきている。

近年、高知県知事は、高知県労連「こうち労働相談センター」の労働相談活動における 経験と実績を高く評価し、今後においてその活動をいっそう広げ、県内の労働運動の発展 におおいに役立せてほしいとの期待を寄せている。

④また、高知県労連未加盟 のいわゆる中立労働組合に対しても、毎年の春闘時期において、職場要求を民主的につくりだすための「働くみんなの春闘要求と題するアンケート」の取組みをはじめ、秋季・年末などの節目の時期には、いのちとくらし、平和など労働者共通課題での協力・共同を呼びかける労働組合訪問活動に積極的に取り組んでいる。こうした活動での労働者相互間の対話・懇談を通じ、それぞれの職場の実状や要求などの把握について努力を重ねてきている。

⑤審査請求人高橋豊房は、高知県労連結成当時から書記長、執行委員委員長の任務につき、常に高知県労連のすべての運動・活動の先頭に立って奮闘をしてきている。とりわけ、最低賃金問題では、「生計費原則」にもとづき、憲法25条、労働基準法第1条の要件を満たす最低賃金が必要とする最低賃金法のあり方、生活保護法などとの関連で研究し、緻密な分析を行い、この間の高知地方最低賃金審議会(全員協議会)で意見陳述を行うなど最低賃金問題に関して熟知する労働者代表委員としてふさわしい候補者である。

(3) 本件任命処分の違法・不当性

①高知県には、連合高知及びその加盟労働組合と、高知県労連及びその加盟組合のそれぞれ2つのローカルセンター(労働組合・団体)が存在し、連合高知は24、000人、高知県労連は8、000人の組合員が所属している。(いずれも07年5月1日第78回メーデーにおける高知新聞社調べ。組織・組合員数の比率は、連合高知:高知県労連=3:1)

②組織・組合員数の比率から単純に考えれば、5人の労働者代表委員のうち3.5人を連合高知から高知県労連からは1.5人でとなり、少なくとも高知県労連からは1人を任命することが公正・公平である。

③しかしながら、高知県労連が推薦した候補者を任命しなかったことは、そこには何らかの意図があることは明白である。

高知県内に2つの労働組合のローカルセンターが存在し、それぞれの組織方針や政策などの違いを考慮せずして、一方の側(連合高知)からのみの委員を任命することは国民誰もの目から見てもきわめて不公正である。

④高知県労連は、全国でも低位にある県内労働者の賃金実態をふまえ、すべての労働者の 賃金の底上げ、増大するパート、派遣、請負などの形態で働く低賃金労働者の賃金改善の 実現と、そのことによって、当該地域における消費拡大・経済活性化の促進につなげよう と、毎年の最低賃金の改善にむけてさまざまな取り組みを行ってきている。

⑤特徴的には、1990年(開始年)から20007年まで、最低賃金(現行)での生活体験に複数の高知県労連加盟組合員が挑戦し、あまりに低すぎる最低賃金では、1人の労働者が自立して生活をするうえで、きわめて貧困な生活しかできないことを明らかにしてきている。

また、前述のような審査請求人高橋豊房の長期にわたる最低賃金問題での活動とも重なるが、高知地方最低審議会での最低賃金生活体験者からの意見陳述や同審議会への意見書、自治体決議・意見書の提出、県経営者協会への申し入れ、署名活動、県民向けアピール運動(街頭宣伝行動)などを行ってきている。

こうした高知県労連(全国労働組合総連合・全国統一)の諸活動の前進が、40年ぶりの今国会での最低賃金の見直し法案をめぐって、労働者の格差と貧困の解消には、最低賃金(時間額)1000円以上が必要であるとの国民世論を高めつつあることも事実である。

⑥高知県労連が県内労働者の賃金実態や切実な要求にもとづく、また、期待に応えるべく 前述のような最低賃金の改善にむけた取組み(運動)を高知地方最低賃金審議会に反映す べきであり、同審議会の設置の目的からも当然であって、労働者代表委員の任命にあたっ ては、特に重視すべきである。

⑦加えて、1989年(結成直後)から、高知県労連は毎年連続して高知地方最低賃金審議会労働者代表委員の任命問題で要請をおこなってきているが、2007年に至るまで、高知県労連が推薦した代表委員がすべて排除されており、きわめて不公正な任命が続いている。

こうした事実を客観的にみれば、歴代の高知労働局長のこれまでの任命処分が「連合高知」独占「高知県労連」排除を意図して行っていることは容易に推察できる。

⑧ 県内の労働情勢を顧みず、特定の労働組合に労働者代表委員を独占させるということは、「公共の利益」を害するものにほかならず、憲法15条に違反する任命処分であり、そこに違法性があることは疑う余地はない。

(4) 本請求の有効性とその根拠

以上により、審査請求人である高知県労連と高橋豊房は、今回の高知地方最低賃金審議

会労働者代表委員の任命処分に対して、重大な利害と関心を有するものであるから行政不服審査法第4条にある「行政の処分に不服のある者」にあたる。

また、審査請求人である高橋豊房を労働者代表委員として排除することは、 中立労働組合や圧倒的多数の未組織労働者の意見を高知地方最低賃金審議会に反映する機会を奪うことになり、労働者全体の正当な利益すなわち公益を害する不公正かつ不適切な任命である。

本請求は、高知県労連という特定団体(労働組合)の利益擁護ではなく、広く県内労働者全体の利益を代弁するために行うものである。

(5) まとめ

よって、高知労働局長が行った2007年高知地方最低賃金審議会の労働者代表者委員の任命処分は、裁量権を逸脱し、違憲、違法、不当な処分であり取り消しを免れないものである。

高知県において、高知県労連と連合高知が主要労働団体として存在をしているという実態を故意に無視しなければ、このような任命処分がなされるはずはなく、高知労働局長はいったいいつまで労働界の実態に目を閉じ続けるのか。

1990年以後、高知県知事が、高知労働委員会の労働者代表委員の任命で、連合高知 と高知県労連の組織・組合員数が3:1となっていることを重視をし、高知県労連推薦の 労働者委員(1名)を任命している。

また、最高裁も2006年4月から始まっている「労働審判員制度」の労働者委員の任命について組織・組合員数比率を考慮し、連合高知から4人、高知県労連から1人の任命を行っている。

これらの任命は客観的には最低基準として適切な判断としてとらえることができると考えられる。従って、国・地方出先の労働行政においても高知県知事、最高裁の決定にならって、民主主義の本質と労働者全体の利益に立った労働者代表委員の任命を即刻、英断すべきである。

近時、全国各地方の最低賃金審議会労働者代表委員の任命処分に関して、いくつかの審査請求がなされているが、その裁決はいづれも審査請求人に請求の利益がないとの理由でこれを却下している。

これは審査庁においてもまた労働界の組織実態に目を向けることをあえて避けた姑息な 結論の出し方としか言いようがない。

本件審査請求の審理に際しては、審査請求人らは行政不服審査法第25条1項により、 口頭で意見を述べる機会を与えられることを求めるとともに、審査庁が公正な労働行政の あるべき姿勢に着目し、審査請求にかかる処分、及び処分に至る事情の実態について判断 されるよう最後に要望する次第である。

6、処分庁の教示の有無及びその内容 なし